

更生保護部会（概要版）

【提言項目】

1. 犯罪・非行前歴者の社会復帰の支援（特に就労支援）。
2. 犯罪被害者に対する支援

【更生保護部会とは】

犯罪や非行の前歴者に対しその社会復帰を支援し、地域社会の犯罪予防活動に従事し、更に犯罪被害者を支援する団体（東京更生保護施設連盟、更生保護法人東京保護観察協会、東京都保護司会連合会、東京更生保護女性連盟、東京都BBS連盟）で構成されている。

現在、東京都には、保護司約3,900人（区ごとにまた数市町にまたがって地区保護司会を結成している。33地区保護司会がある）。更生保護施設20、更生保護女性会員約15,000人（保護司と同様地区更生保護女性会33を結成）。BBS会員約200人（19地区BBS会）。

更生保護部会（詳細版）

【提言項目1】

「犯罪・非行前歴者の社会復帰の支援（特に就労支援）」

【現状と課題】

景気の復活の伴い、一般的には就労状況も好転しつつあると伝えられているが、犯罪前歴者の就職は、必ずしも容易ではない。前歴があることを承知で雇用する企業は数少ない。彼らの多くは、いわゆる派遣会社に登録し、日銭の稼げる短時間、短期間の就労先を転々としている。特に最近では、犯罪前歴者の中に占める高齢者の数は増加している。刑務所入所者の2割近くが60歳以上の高齢者であり、しかも刑務所初入者の数も少なくない。高齢の犯罪前歴者の多くは、入所前の不摂生な生活に起因する成人病等も抱えており、その社会復帰は容易ではない。

【提言内容】

これらの者の社会復帰意を支援するために保護観察所、福祉事務所、職業安定所等の公的な機関からの援助欠かせないが、地元の社会福祉協議会、心身障害者の施設、団体、ホームレスの支援施設、団体等と更生保護部会の構成団体連携し、それぞれハンディキャップを持つ人々の支援のネットワークを形成して、その地域での支援策を立ち上げ、課題の解決を図る必要がある。

《参考》 現在、新宿区の保護司会、更生保護施設、更生保護女性会などと新宿区社会福祉協議会、自立支援組織、新宿区社会福祉事務所、新宿公共職業安定所などが集まって、プロジェクトを実施するように計画を立案中である。

【提言項目 2】

「犯罪被害者に対する支援」

【現状と課題】

犯罪被害者（その家族を含む）に対する支援は、従来、主として警察官署が窓口となり、さらに民間ボランティアの犯罪被害者の会などがその支援に当たっていたが、2007年中に「犯罪被害者支援基本法」の具体的な展開として、保護司が支援の一部を担当することとなる。

【提言内容】

保護司が支援者として関わる場合、生命身体犯罪の被害者の人々へのカウンセリングが支援の中心となる場合が多い。このような被害者の人々にとって、被害から生じた日常生活の経済事情や健康の維持といったことの解決も喫緊の課題であり、福祉関係機関との連携は欠かせない。民生児童委員、精神保健委員、福祉事務所との連携を深める方策を早急に樹立する必要がある。